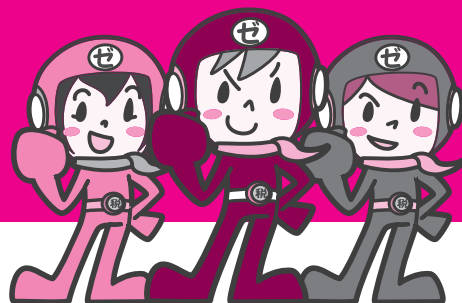


- マイナンバーの記載が必要になりました
- 中央地域会場が市役所1階になりました



平成29年度分(平成28年1月～12月の所得にかかるもの)

## 市民税・県民税の申告

申告期間▼2月16日(木)～3月15日(水)

平成29年度分の市・県民税の申告を、5ページに記載した各会場で受け付けます。昨年の受付期間中に申告したかたで、今年も申告が必要と思われるかたへ、2月上旬に「平成29年度分市民税・県民税申告書」をお送りします。同封の「申告の手引き」をよく読んで、正しく記入の上、申告してください。

なお、今年度申告分から、個人番号(マイナンバー)の記載が義務づけられました。本人確認のため、マイナンバーカードなどの身分を証明するものが必要となりますのでご注意ください。

### 申告の対象者

平成29年1月1日現在、秋田市に住んでいて、次の①～④のいずれかに当てはまるかた(税務署へ確定申告するかたは、市・県民税の申告は不要です)

- ①平成28年中に次の所得があったかた
  - ・自営業や農業などの事業による所得／地代や家賃などの不動産による所得／非上場株式の配当所得／生命・損害保険の満期・解約などによる一時所得／個人年金・原稿料・講演料などの雑所得／土地・建物などの譲渡所得 など
- ②公的年金を受給していて、確定申告はしないが、市民税・県民税の所得控除を受けようとするかた
- ③サラリーマン(パート・アルバイトを含む)で、次のいずれかに当てはまるかた
  - ・平成28年中に退職した後、再就職していない
  - ・年末調整に間に合わなかった(付け忘れた)所得控除を受ける
  - ・給与以外に20万円以下の所得があった
- ④平成28年中に所得はないが、税の証明書の交付や、市が実施する行政サービスを受けるために申告が必要なかた

市・県民税申告の問い合わせは、市民税課個人市民税担当へ。☎(888)5476  
市民税課ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/fn/pt/>

## 平成28年度分 確定申告

### 申告の期間

所得税／復興特別所得税  
2月16日(木)～3月15日(水)  
贈与税  
2月1日(水)～3月15日(水)  
消費税(個人事業者)  
3月31日(金)まで

申告書にはマイナンバーの記載が必要です

平成28年分以降の申告書には、マイナンバーの記載と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。配偶者、扶養親族、事業専従者のマイナンバーの記入漏れにご注意ください。なお、「e-Tax」で申告書の送信を行う場合は、本人確認書類の提示、または写しの添付は不要です。

### ●申告書作成会場

会場▶秋田県労働会館「フォーラムアキタ」(中通六丁目7-36・市民市場近く)

\*会場に専用駐車場はありませんので、公共交通機関などでお越しください。

期間▶2月16日(木)～3月15日(水)の平日。ただし、2月19日(日)・26日(日)は開設します  
時間▶9:00～16:00。15:00までのご来場をお願いします

税務署に申告書作成会場は設置しません

### ●電話相談センター

最寄りの税務署におかけいただき、音声案内に従って、「0」確定申告に関する相談(確定申告時期のみまたは「1」税金に関する一般的な相談をお選びください)。

- ▶秋田南税務署 ☎(832)4121
- ▶秋田北税務署 ☎(845)1161

市・県民税の申告日時と会場

地域別	実施日	会場	時間
中央地域	2月16日(木)～ 3月15日(水)の平日	市役所1階 市民ホール	9:00 ▼ 15:00
北部地域	2月16日(木)	北部公民館	9:30 ▼ 15:00
	2月17日(金)～ 21日(火)の平日	北部市民 サービスセンター	
東部地域	2月22日(水)・ 23日(木)	東部市民 サービスセンター	
河辺地域	2月24日(金)	岩見三内地区 コミュニティセンター	9:30 ▼ 15:00
	2月27日(月)～ 3月1日(水)	河辺市民 サービスセンター	
雄和地域	3月2日(木)～ 7日(火)の平日	雄和市民 サービスセンター	
南部地域	3月8日(水)～ 10日(金)	南部市民 サービスセンター	
西部地域	3月13日(月)～ 15日(水)	西部市民 サービスセンター	


- \* 12:00～13:00は受け付けを休止します。
- \* 駐車場台数には限りがありますので、乗り合わせや公共交通機関の利用など、ご協力をお願いします。
- \* 営業所得や農業所得、不動産所得があるかたは、平成26年1月から収入や必要経費などの記帳と帳簿書類の保存が必要になりました。これに伴い、「収支内訳書」が作成されていない場合は受け付けできません。「収支内訳書」は事前に完成させてからお越しください。



申告会場は大変混み合います。相談の必要がないかたは、申告書に必要事項を記入・押印し、必要書類を添付の上、返信用封筒(市から送付した申告書に同封)で3月15日(水)まで、郵送してください。

チェック！市・県民税の申告に必要なもの

- 印鑑と申告書
- 給与・年金の源泉徴収票または支払者の証明書
- 本人確認できるもの(次の①～③のいずれか)
  - ①個人番号カード(マイナンバーカード)
  - ②個人番号通知カードと身元確認書類
  - ③マイナンバーが記載された住民票の写しと身元確認書類

身元確認書類＝運転免許証／運転経歴証明書／旅券／身体障害者手帳／精神障害者保健福祉手帳／療育手帳／在留カード／特別永住者証明書／公的医療保険の被保険者証／年金手帳／児童扶養手当証書／特別児童扶養手当証書／公的年金源泉徴収票 など
- 扶養親族がいるかたは、そのかたのマイナンバーがわかるものの控え(扶養親族のマイナンバーの記載が必要です) 
- 事業(農業を含む)や不動産所得者などは、必要な帳簿類、領収書、収支内訳書
  - \* 農業所得者は、個別所得補償の支払通知、拠出金や補償金などが記載された各種証明書も必要です。
  - \* 収支内訳書は、事前に完成させてください。
- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、その他社会保険料の支払額がわかるもの
- 生命保険料・地震保険料の控除を受けるかた＝生命保険料・地震保険料(旧長期損害保険料)の控除証明書
- 医療費控除を受けるかた＝医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額のわかるもの
  - \* 医療費などの合計は事前に計算してください。
- 障害者控除を受けるかた＝障害者手帳または障害者控除対象者認定書
- 寄附金税額控除を受けるかた＝寄附先が発行する領収書や寄附金受領証明書など

確定申告書A第二表

確定申告書の記入漏れにご注意ください

確定申告書の所定の欄(右図の赤枠)に記入漏れがあると、市・県民税の控除などが適用されません。

確定申告書B 第二表



住宅ローン控除の適用を受けるには、翌年度の個人市民税・県民税額が通知される前に申告をしてください(平成28年分の適用を受けるには、平成29年度の個人市民税・県民税額が通知される前までに申告が必要です)。

通知後に申告された場合、個人市民税・県民税での住宅借入金等特別税額控除は適用されません。